

宮津市公報

平成20年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

26 宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
27 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
28 宮津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	1
29 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	2
30 宮津市消防団条例の一部を改正する条例	2
31 宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	2
32 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	3
33 宮津市自然環境保全基金条例	3
34 宮津市教育基金条例	3
35 宮津市特定大規模小売店舗制限地区建築条例	4
36 宮津市景観計画の施行に関する条例	5
37 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	6

規 則

20 助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	6
21 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則	6

告 示

107 都市計画の変更	7
108 自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	7
109 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	8
110 都市計画の決定	8
111 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	8
112 宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱	8
113 宮津市国民生活金融公庫小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	9
114 農林漁業資金償還助成補助金交付要綱の一部を改正する要綱	9
115 宮津市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する要綱	9

公 告

38 宮津市人事行政の運営等の状況の公表	10
39 差押財産の公売等の公告	14

水 道 事 業

《告 示》

22 宮津市指定給水装置工事業者の指定	16
---------------------	----

議 会

《規則》

- 1 宮津市議会議事規則の一部を改正する規則 17

教 育 委 員 会

《告示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集 17

選挙管理委員会

《告示》

- 23 有権者総数50分の1の数 17
24 有権者総数3分の1の数 17
25 有権者総数6分の1の数 18

農 業 委 員 会

《告示》

- 9 宮津市農業委員会総会の招集 18

条 例

宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第26号

宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成20年11月1日から平成21年10月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、議長の議員報酬は月額387,000円とし、副議長の議員報酬は月額333,000円とし、議員の議員報酬は月額315,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

* * *

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第27号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宮津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第1条 宮津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

（宮津市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 宮津市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

（宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 宮津市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

本則中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附則第5項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

（宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第4条 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和52年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発症が確定した日の属する月においてその者について定められていた議員報酬月額を30で除して得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第28号

宮津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宮津市認可地縁団体印鑑条例（平成4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2号中「地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法（明治29年法律第89号）第56条」を「法第260条の9」に改め、同条第3号中「地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法第57条」を「法第260条の10」に改め、同条第4号中「地方自治法第260条の2第15

項の規定により準用される民法第74条又は第75条」を「法第260条の24又は第260条の25」に改める。

第4条中「基づき」を「より」に改める。

第10条中「地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく」を「法第260条の2第11項の規定による」に改める。

第11条第1項第2号中「地方自治法第260条の2第15項の規定により準用される民法第68条の規定に基づき」を「法第260条の20の規定により」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

* * *

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第29号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第30号

宮津市消防団条例の一部を改正する条例

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の3項を加える。

2 消防団員の種類ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 正規団員 470人

(2) 支援団員 40人

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「令」という。）第4条第1項第1号の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定数とする。

4 令第4条第3項の規定により消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第2項第1号の正規団員の定数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第31号

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

(1) 勤務年数が5年未満である者

(2) 宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）第2条の2の支援団員（以下「支援団員」という。）

第4条の2中「一定期間勤務しなかったことが明白である」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。

(2) 支援団員として勤務したとき。

別表中団員（支援団員）の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第32号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

* * *

宮津市自然環境保全基金条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第33号

宮津市自然環境保全基金条例

（設置）

第1条 本市の豊かな自然環境を保全し、後世に継承していくため、宮津市自然環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市教育基金条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第34号

宮津市教育基金条例

（設置）

第1条 子どもたちの教育の振興及び教育環境の充実を図るため、宮津市教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市特定大規模小売店舗制限地区建築条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第35号

宮津市特定大規模小売店舗制限地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める特定大規模小売店舗制限地区内における建築物の建築の制限について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

(特定大規模小売店舗制限地区内における建築制限)

第3条 特定大規模小売店舗制限地区内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

(罰則)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定に違反した当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する前条の規定に違反した当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、特定大規模小売店舗制限地区に係る都市計画の決定の告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

建築してはならない建築物	
次の各号のいずれにも該当する建築物	
(1)	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
(2)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令第130条の8の2第2項に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分）にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

* * *

宮津市景観計画の施行に関する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第36号

宮津市景観計画の施行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき京都府が定めた天橋立周辺地域景観計画のうち宮津市の区域に係る部分(以下「宮津市景観計画」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の変更の手続)

第2条 市長は、宮津市景観計画を変更しようとするときは、法第9条第8項の規定において準用する同条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する手続のほか、あらかじめ、宮津市景観審議会の意見を聴くものとする。

(住民等による計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続)

第3条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について宮津市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出を要する行為等)

第4条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち規則で定める行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

(4) 水面の埋立て

(5) 特定照明(夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明をいう。)

2 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

4 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同項の規定により届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

5 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同条第2項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(勧告の手続及び公表)

第5条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮津市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(届出を要しないその他の行為)

第6条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 宮津市景観計画の区域における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為で規則で定めるもの

(2) 法令に基づく許可、届出等を要する行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第7条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第8条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき又は同条

第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、宮津市景観審議会の意見を聴くものとする。

(宮津市景観審議会)

第9条 この条例に基づき市長による諮問のほか、良好な景観の形成に関する事項について審議するため、宮津市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第37号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号ア中「268,000円」を「令第6条第5項第1号に規定する金額」に改め、同号イ中「268,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、200,000円)」を「令第6条第5項第2号に規定する金額」に改め、同号ウ中「200,000円」を「令第6条第5項第3号に規定する金額」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

規 則

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第20号

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

助産及び母子保護の実施に関する規則(昭和46年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及びその世帯の状況等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、本人」を削り、「16,800円」を「8,400円」に改め、同項ただし書中「30万円」を「35万円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第21号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則(平成10年規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「及び同法附則第5条第3項」を「並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

別表第2Aの項中「(単給世帯を含む。)」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表中

30,000円以下（助産の実施については、16,800円以下）
30,001円から80,000円まで
80,001円から140,000円まで
140,001円から280,000円まで
280,001円から500,000円まで
500,001円から800,000円まで
800,001円から1,160,000円まで
1,160,001円から1,650,000円まで
1,650,001円から2,260,000円まで
2,260,001円から3,000,000円まで
3,000,001円から3,960,000円まで
3,960,001円から5,030,000円まで
5,030,001円から6,270,000円まで
6,270,001円以上

15,000円以下（助産の実施については、8,400円以下）
15,001円から40,000円まで
40,001円から70,000円まで
70,001円から183,000円まで
183,001円から403,000円まで
403,001円から703,000円まで
703,001円から1,078,000円まで
1,078,001円から1,632,000円まで
1,632,001円から2,303,000円まで
2,303,001円から3,117,000円まで
3,117,001円から4,173,000円まで
4,173,001円から5,334,000円まで
5,334,001円から6,674,000円まで
6,674,001円以上

を

に

改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第3項」を「並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年9月10日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市計画の種類
宮津都市計画地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
宮津市字江尻、難波野、大垣、中野、日置地内
- 3 都市計画の縦覧場所
宮津市建設室都市整備係（本館南棟3階）

* * *

宮津市告示第108号

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年9月11日

宮津市長 井上正嗣

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱（平成13年告示第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（平成20年度から平成22年度までの間に実施するテレビ共同受信施設整備事業の特例）

- 3 平成20年度から平成22年度までの間に実施する地上デジタル放送の受信のためのテレビ共同受信施設整備事業（テレビ共同受信施設組合等が日本放送協会と共同で設置したテレビ共同受信施設に係るものを除く。以下「地上デジタル放送対応事業」という。）についての補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 総務省の電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱に基づく交付決定を受けた場合における当該補助金の額

(2) 前号の要綱に基づく補助の対象となる経費（以下「総務省補助対象経費」という。）から同号

の補助金の額を控除した額（同号の交付決定を受けなかった場合は、総務省補助対象経費）に第4条に定める補助率を乗じて得た額

- (3) 補助対象経費から総務省補助対象経費を控除した額に第4条に定める補助率を乗じて得た額
- 4 地上デジタル放送対応事業において、総務省補助対象経費から前項第1号及び第2号の補助金の額を控除した額がテレビ共同受信施設組合等に参加する世帯の数（以下「組合加入世帯数」という。）に35,000円を乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を補助金の額に加算する。
- 5 地上デジタル放送対応事業において、事業に要する経費が50万円未満であって、かつ、組合加入世帯数に35,000円を乗じて得た額を超える場合は、第3条第1項第3号及び第4条の規定にかかわらず、当該経費から組合加入世帯数に35,000円を乗じて得た額を控除した額を補助金として交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第109号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年9月26日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第104号

- (1) 名称 足立設備
 (2) 所在地 舞鶴市字今田732番地の2
 (3) 代表者 足立均
 (4) 指定期間 平成20年9月26日～平成24年12月31日

* * *

宮津市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市計画の種類
 宮津都市計画特別用途地区 特定大規模小売店舗制限地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 宮津市字鶴賀、安智、惣、波路、文珠、江尻、難波野、大垣及び中野の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
 宮津市建設室都市整備係（本館南棟3階）

* * *

宮津市告示第111号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市由良診療所（宮津市字由良761番地の1）

- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
 名称 YMSほりかわ
 代表者 堀川義治
 所在地 大阪府箕面市小野原西3丁目12番14号
- (2) 指定期間 平成20年12月1日から平成25年3月31日まで

* * *

宮津市告示第112号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成15年告示第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表に次のように加える。

府中のびのび放課後クラブ	宮津市字大垣797番地 大垣公民館
--------------	-------------------

第4条に次の1号を加える。

(4) 府中のびのび放課後クラブ 20人

第5条に次の1号を加える。

(4) 府中のびのび放課後クラブ 府中小学校の通学区域

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第113号

宮津市国民生活金融公庫小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市国民生活金融公庫小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市国民生活金融公庫小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱（平成17年告示第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

第1条中「国民生活金融公庫小企業等経営改善資金融資制度」を「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金融資制度」に改める。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「公庫」に改める。

第4条及び第6条中「宮津市国民生活金融公庫小企業等経営改善資金利子補給金交付申請書」を「宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第114号

農林漁業資金償還助成補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

農林漁業資金償還助成補助金交付要綱の一部を改正する要綱

農林漁業資金償還助成補助金交付要綱（昭和52年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1中「農林漁業金融公庫資金」を「日本政策金融公庫資金」に改める。

第2第3項中「農林漁業金融公庫資金」を「日本政策金融公庫資金」に改め、同項第1号及び第2号中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第3中「農林漁業金融公庫資金」を「日本政策金融公庫資金」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第115号

宮津市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成8年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林漁業金融公庫から」を「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から」に、「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）」に改める。

第2条の表中「農林漁業金融公庫法別表第2の第1号の(1)」を「株式会社日本政策金融公庫法別表第5の第1号の1」に、「農林漁業金融公庫の」を「公庫の」に改める。

第6条第1項及び第10条中「農林漁業金融公庫」を「公庫」に改める。
別表中「農山漁村振興基金が行う」を「農山漁村振興基金からの」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第38号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成19年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成20年9月10日

宮津市長 井上正嗣

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（平成19年度）

部 局	採用者数
市長の事務部局	1人
合 計	1

(2) 部局別職員の退職状況（平成19年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	12人
議会の事務部局	2
監査委員の事務部局	1
教育委員会の事務部局	3
公営企業	2
合 計	20

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	平成19年4月1日		(参考) 平成18年4月1日	
		職員数	男		女
市長の事務部局		199人	131人	68人	209人
議会の事務部局		5	4	1	5
選挙管理委員会の事務部局		-	-	-	-
監査委員の事務部局		2	1	1	2
教育委員会の事務部局		50	15	35	53
農業委員会の事務部局		3	2	1	3
公平委員会の事務部局		-	-	-	-
公営企業		14	13	1	14
合 計		273	166	107	286

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成19年度普通会計決算）

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B)/(A)	(参考)18年度の人件費
10,619,135千円	2,139,376千円	19.1%	2,165,676千円(19.1%)

平成19年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計等）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	312,071円	42歳7か月	283,724円	46歳11か月	管理職等10.0% その他職員7.5% 削減措置後
(参考)国	325,724円	40歳7か月	287,094円	48歳8か月	

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第4号）による差額支給は、含まれていません。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成19年度）

区分	宮津市（7.5%削減措置後）		（参考）国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	159,285円	170,385円	172,200円	180,600円
高校卒	129,593円	137,363円	140,100円	145,900円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,630円	299,108円	333,509円
高校卒	214,693円	258,630円	291,930円

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第4号）による差額支給は、含まれていません。

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	係長 主任専門員 主任	副室長	室長	
職員数	10人	10人	77人	54人	22人	10人	183人
構成比	5.5%	5.5%	42.0%	29.5%	12.0%	5.5%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	月額等		特別措置	
	給料	報酬		
給料	市長	720,000円	20%削減措置後	
	副市長	620,500円	15%削減措置後	
	議長	387,000円	10%削減措置後	
副議長	333,000円			
議員	315,000円			
期末手当	6月期		年間計	
	市長・副市長	1.6月分	1.75月分	3.35月分
	議長・副議長・議員	1.6月分	1.75月分	3.35月分

(7) 主な職員手当の状況（平成19年度）

区分	支給対象	宮津市			（参考）国	
		支給額等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日（6月1日・12月1日）の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
		6月期	1.4月分	0.725月分	1.4月分	0.725月分
		12月期	1.6月分	0.725月分	1.6月分	0.775月分
		年間計	3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.50月分
		（加算措置） 職制上の段階、職務の級等による加算制度有				
退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	勤奨・定年	同制度	
		勤続20年	23.5月分	30.55月分		
		勤続25年	33.5月分	41.34月分		
		勤続35年	47.5月分	59.28月分		
		最高限度額	59.28月分	59.28月分		
（加算措置） 定年前早期退職特例措置2%～30%加算						

扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分		月額	同制度
		配偶者		13,000円	
		その他		6,500円～11,000円	
		(加算措置) 16歳～22歳の扶養親族加算		5,000円	
住居手当	自己所有の家屋に居住又は借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分		月額	同制度
		借家等(最高支給限度額)		27,000円	
		持家(世帯主)	新築等5年以内	3,800円	2,500円
			6年目以降	2,300円	
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月額		(2km)2,000円～(60km)24,500円
		交通用具(自動車等)	(2km)2,000円～(60km)25,900円		
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額(月額上限)55,000円		
管理職手当	副室長級以上の管理職員	室長級	給料月額×11.2%(20%削減措置後)		本府省 課長 130,300円 課長補佐 33,200円 など
		副室長級	給料月額×8%(20%削減措置後)		
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価×1.25(深夜勤務は1.5)		同制度
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価×1.35(深夜勤務は1.6)		
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)				全28種類
	代表的なもの	社会福祉業務	1回 2,000円(死亡人収容業務)		
		感染症防疫作業	1回 1,000円		
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当				同制度

平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休息时间	休憩時間
40時間	午前 8時30分	午後 5時15分	午後0時～午後0時15分 午後5時～午後5時15分	午後0時15分～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成19年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	11.4日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内容		休暇日数
病気休暇	原因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	1年以内
		その他の負傷・疾病	90日以内

特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	7日以内（1年につき）
	その他15種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育		職員の子が3歳に達する日まで

(4) 育児休業の取得状況（平成19年度）

取得者数		取得期間		
男性	女性	6か月超え1年以内	1年超え2年以内	2年超え3年以内
-	6人	3人	2人	1人

平成18年度から引き続き取得中の者を除く。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成19年度）

分限処分者数					懲戒処分者数					
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1人	1人

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成19年度）

区分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	- 件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	-	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	367	統計調査員・選挙事務従事他
合計	367	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成19年度）

研修区分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 （研修講師による開催研修）	403人	新規採用職員研修・行政課題研修他
委託研修 （研修機関等での研修）	50	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部6市合同研修（ロジカルシンキング）他
地域会議への職員参画	20	設置された地域会議に職員2名が研修として参画
合計	473	

(2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成19年度）

実施内容	該当者数
定期昇給時の成績不良者	- 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成19年度）

区分	申請件数	認定件数
公務災害	2件	2件
通勤災害	-	-

(2) 職員の福利厚生の実施状況(平成19年度)

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 (地方公務員法第42条)	宮津市 職員互助会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 他
共済制度 (地方公務員法第43条)	京都府市町村 職員共済組合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業(保健事業・ 宿泊事業・貯金事業他)

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況(平成19年度)

区 分	内 容
補助率	給料月額0.5%(職員負担分と同率)
補助金額	5,102,388円

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況(平成19年度)

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	-
不利益処分に関する不服申立て	-

* * *

宮津市公告第39号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告		
差押財産を公売するにあたり、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定の例により次の事項を公告するとともに、同法第99条の規定の例により見積価額を公告します。 平成20年9月29日 宮津市長 井上正嗣		
公売財産	別紙2のとおり	
公売保証金	別紙2のとおり	
公売方法	入札	
公売参加 申込期間	平成20年10月2日(木)午後1時から 平成20年10月16日(木)午後5時まで	
入札期間	平成20年10月22日(水)午後1時から 平成20年10月29日(水)午後1時まで	
公売場所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上	
売却決定	日 時	平成20年11月5日(水)午後2時
	場 所	宮津市市民室収納係
	買受代金納付期限	平成20年11月5日(水)午後2時30分
見 積 価 額	別紙2のとおり	
買受人の資格及び要件	国税徴収法第92条及び第108条該当者を除く。	
その他の公売条件	別紙1のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について		
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を市民室収納係に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、市民室収納係に用意してあります。		

別紙1

その他

- 1 この公売公告に違反した者又は国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 公売財産の入札をしようとする者(以下「入札者」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 3 公売保証金の納付は、入札者(入札者が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(ごく一部利用できないカードがあります。)、指定する口座への振込み、現金書留による送付(50万円以下の場合に限る。)、郵便為替(発行の日から起算し、175日を経過していないもの)の送付又は現金(北京都市手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。ただし、振出しの日から起算して8日を経過していないもの)に限ります。
- 4 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- 5 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。
- 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の入札者を最高価申込者と決定し、最高価申込者に対し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなします。
- 7 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。なお、次順位申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN IDを次順位買受申込者氏名とみなします。
- 9 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 10 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- 11 宮津市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 12 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税額に相当する領収書又は印紙(登録免許税法(昭和42年法律第35号)第23条に規定する領収書及び印紙をいう。)、自動車検査登録印紙等を買受代金納付期限までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可又は承認を受ける必要があるものも、買受代金納付期限までに完了してください。
- 13 公売財産が滞納者等に保管されているときは、宮津市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、宮津市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがあります。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
- 14 買受人の希望により自ら登録を行う場合(自動車など)は、売却決定後、速やかに移転登録等の手続を行ってください。
- 15 上記12については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」とともに買受代金納付期限までに提出してください。
- 16 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 17 公売財産が土地の場合は、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 18 公売公告の内容は、宮津市市民室収納係で閲覧することができます。
- 19 公売財産が自動車の場合、買受人の「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が近畿運輸局京都運輸支局以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は、郵送によって行います。
- 20 ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により、公売を中止することがあります。
- 21 入札者等が自己にかかわる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用される等により損害を受けた場合、宮津市は何ら補償しません。
- 22 その他については、宮津市インターネット公売ガイドラインによります。なお、その内容については、インターネット上で閲覧することができます。

別紙2

売却区分番号	宮 1	見積価額	4,400,000円
		公売保証金	440,000円
公売財産の表示	財産の表示（登記簿の表示による）		
	一棟の建物の表示 所 在 京都府宮津市字由良小字浜頭2282番地1 建物の番号 セバーグ由良		
	専有部分の建物の表示 家屋番号 字由良2282番1の1104 建物の番号 1104 種 類 居宅 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建 床 面 積 11階部分 148.35㎡		
	敷地権の目的たる土地の表示 土地の符号 1 所在及び地番 宮津市字由良小字浜頭2282番1 地 目 宅地 地 積 2,722.67㎡		
公売財産の概要	敷地権の表示		
	土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 851,775分の15,460		
利用状況等	1 公売物件は、北近畿タンゴ鉄道宮津線の丹後由良駅から北に約600mに位置し、夏季は由良浜海岸を目の前に、海水浴客で賑わう民宿や旅館が混在する地区の中央部に、公売物件である高層リゾートマンションが立地している。		
	2 南西側は幅員約7mの国道178号線と、北西側は幅員約11mの舗装市道と、さらに南東側は幅員約3mの舗装市道と隣接し、それぞれ等高している。 また、北東側は松林を挟んで由良海水浴場と隣接している。		
公売条件その他	1 公法上の規制 都市計画区域（非線引）で用途指定無 （建蔽率：70%、容積率：200%）		
	2 上水道は完備されているが、公共下水道、都市ガスは未整備である。		
公売条件	1 買受人は、現所有者が滞納する管理組合費及び修繕積立金2,119,320円（平成20年9月末現在）並びに売却決定日までに新たに発生する管理組合費及び修繕積立金の支払義務を承継する。		
	2 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。		

問い合わせ先：宮津市市民室収納係 0772-22-2121（内線268・269）

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第22号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年9月26日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S08102号
(1) 名称 足立設備
(2) 所在地 舞鶴市字今田732番地の2
(3) 代表者 足立均

議 会

《規則》

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年9月25日

宮津市議会議長 安達 稔

宮津市議会規則第1号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則
宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第159条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第11号
平成20年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成20年9月17日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅 一

- 1 日 時 平成20年9月30日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第23号
宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成20年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

356人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号
宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、

選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

5,927人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成20年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

2,964人

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年9月4日

宮津市農業委員会
会長 森 川 耕一郎

- 1 日 時 平成20年9月10日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第25号 農地法第4条の許可申請に係る意見について